一一　原動機を用いる車椅子の型式認定番号を指定した件　一九五
一二　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　一九五
一三　普通自転車の型式認定番号を指定した件　一九六
一四　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を定める件　二七60一三
一五　交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件　二七60一三
○金融庁
一二　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件　一九53一六
一三　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二三七
一四　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　三〇三
一五　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件　三一特37六四
○金融庁、法務省、財務省
二　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　一九53一七
一六　原動機を用いる車椅子の型式認定番号を指定した件　一九五
一七　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　一九五
一八　普通自転車の型式認定番号を指定した件　一九六
一九　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として都道府県公安委員会が指定するものである旨を示す標章の様式を定める件　二七60一三
二〇　交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件　二七60一三
○金融庁、厚生労働省
一　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一特37六三
○金融庁、農林水産省
一　農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件　二七60一二七
二　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件　三一特37六四
○消費者庁
三　健康増進法施行令第四条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正の件　二六一
○消費者庁、厚生労働省
一　食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件　五41一
○消費者庁、観光庁
一　標準旅行業約款の一部を改正する告示　二二
○復興庁
一八　復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件　三一特38三八
○総務省
四五　地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件　四二
四六　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する件　四二
四七　地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件　四二
四八　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する件　五三
四九　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　九44四
五〇　平成二十九年総務省告示第四百二十二号の一部を訂正する件　九44五
五一　平成三十年総務省告示第百十六号の一部を訂正する件　九44五
五二　平成三十一年総務省告示第百三十号の一部を訂正する件　九44六
五三　令和元年総務省告示第九十四号の一部を訂正する件　九44七
五四　令和元年総務省告示第二百九号の一部を訂正する件　九44七
五五　令和元年総務省告示第二百六十七号の一部を訂正する件　九44八
五六　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　九44一〇
五七　地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件　一〇二
五八　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域の指定を解除する件　一〇二
五九　放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件　一〇45二〇
六〇　基幹放送普及計画の一部を変更する件　一〇45二〇
六一　消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件　一〇45二一
六二　市の境界変更の件　一一四
六三　無線従事者規則第六条に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件　一二二
六四　災害対策基本法施行令の規定に基づき令和元年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件　一三四